
管工事業と水道事業の連携構築

山形市上下水道部
総務課 秋場浩司

本日の発表内容

1 山形市上下水道部と地元管工事業者の紹介

2 地元管工事業者とのこれまでの連携

山形市管工事協同組合と上下水道部

山形県管工事業協同組合連合会と日本水道協会山形県支部

3 水道法改正に伴う新たな取り組み・連携

指定給水装置工事事業者制度への対応

指定店更新時講習会の開催…日本水道協会山形県支部

主任技術者現地研修会の開催…山形県管工事業協同組合連合会

4 課題と今後の展開

これからも質の高いサービスを提供し続けるために

山形市上下水道部と地元管工事業者について

山形市

山形県内陸部盆地の
東南部に位置し、人口は
246,421人の中核市です。
(令和3年4月1日現在)



山形市上下水道部

給水人口：238,428人

給水戸数：102,699戸

職員数：170名（特別職含む）

給水収益：5,200,039,602円

有収水量：24,421,397m³

※令和2年度決算値

給水開始：大正12年に馬見ヶ崎川の伏流水を利用して市内に給水したのが始まり

令和5年水道通水100周年

『山形の水、安全安心を次の100年へ』

その他：平成21年 水道部と下水道部を組織統合
日本水道協会山形県支部 支部長都市

山形市管工事協同組合

昭和24年 山形市水道工事指定店協会（組合員数 1 1 社）として発足

昭和36年 山形市水道工事協同組合に組織変更

昭和46年 山形市管工事協同組合に名称変更

※所属企業数43社

山形県管工事業協同組合連合会

所属団体数 18団体
(所属企業数242社)

<村山地区> 7 団体

山形市管工事協同組合 天童市管工事業協同組合 上山管工事協同組合
東根市管工事業協同組合 尾花沢・大石田管工事協同組合
大江町管工事組合 最上川中部水道企業団指定店組合

<最上地区> 1 団体

新庄管工事協同組合

<庄内地区> 3 団体

鶴岡管工事協同組合 酒田管工事協同組合
庄内町水道工事組合

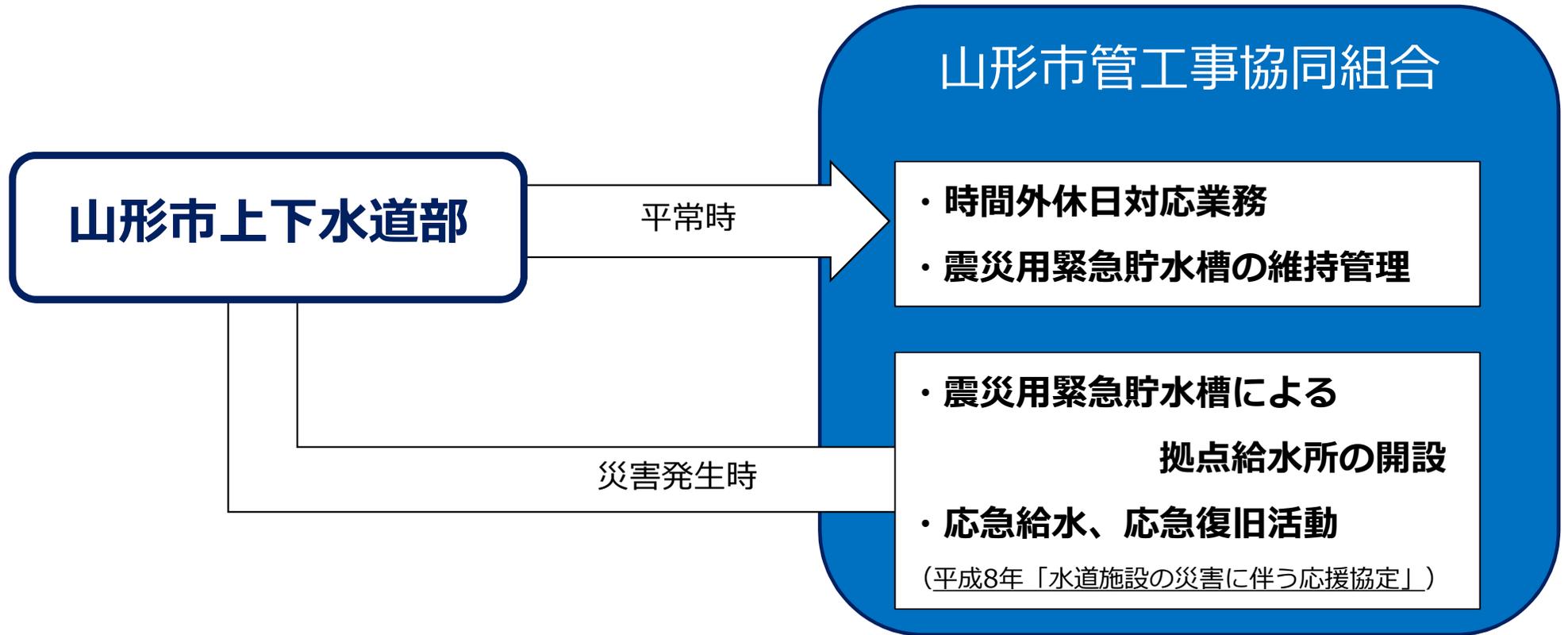
<置賜地区> 7 団体

米沢市管工事協同組合 南陽市上下水道工業協同組合
長井上下水道工業協同組合 高畠町管工事組合
川西町建設業協会 白鷹町水道工事組合 飯豊町水交会



地元管工事業者とのこれまでの連携

山形市管工事協同組合との連携



○平常時の連携

震災用緊急貯水槽の維持管理



拠点給水所（震災用緊急貯水槽）の開設・運営訓練

【訓練内容】

開設（市管工事協同組合）



参加者による応急給水



意見交換



市政広報番組「市政の目」地元テレビ局による取材



○災害時の連携

山形市管工事協同組合による災害対応の実績

平成23年 東日本大震災

岩沼市、石巻市へ応急復旧、応急給水応援

平成25年7月大雨

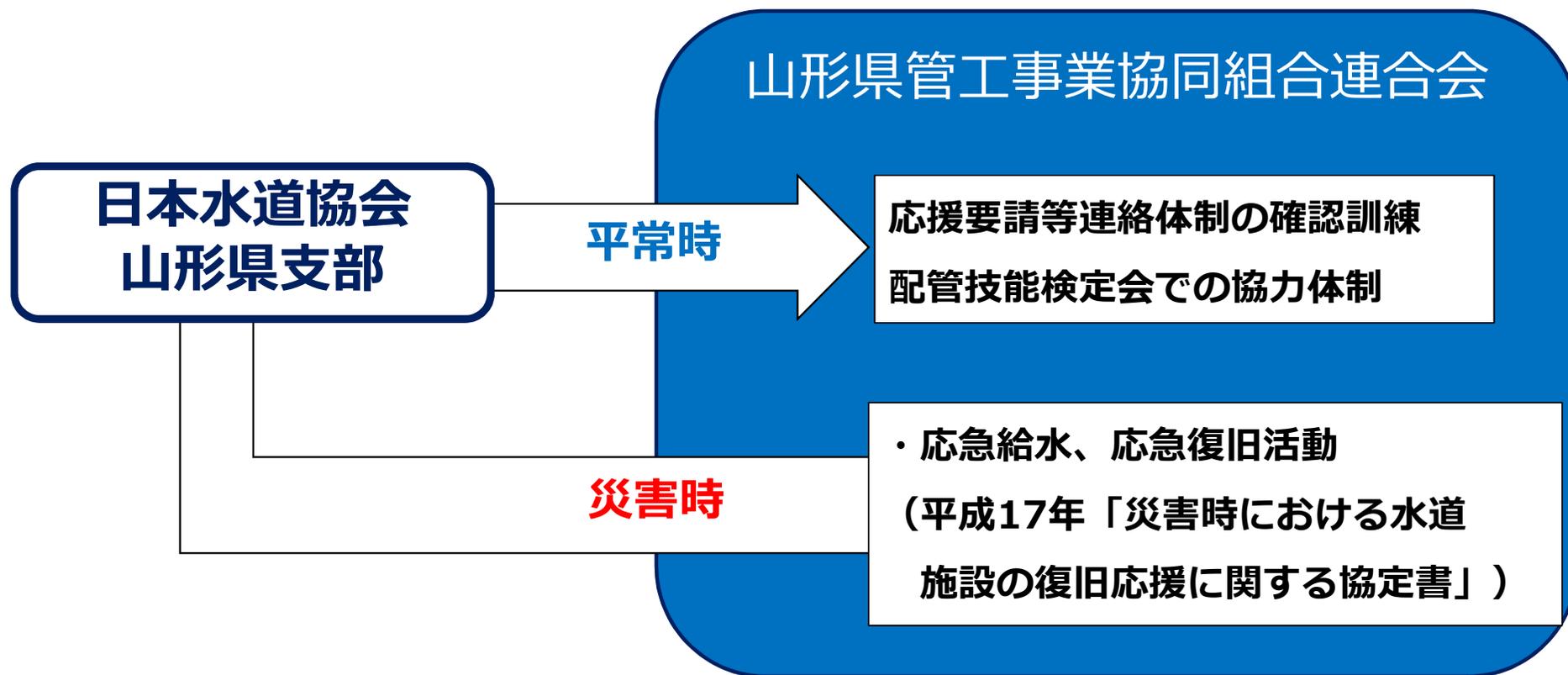
天童市、上山市へ応急給水応援

平成28年 熊本地震

熊本市への応急復旧応援

その他 山形市内での断水事故への応援

山形県管工事業協同組合連合会との連携



○災害時の連携

県管連による災害対応の実績

平成23年 東日本大震災

名取市、気仙沼市等へ応急復旧、応急給水応援

＜応援隊派遣組合＞ 6 団体

山形市管工事協同組合 天童市管工事業協同組合 上山管工事協同組合

尾花沢・大石田管工事協同組合 長井上下水道工業協同組合

白鷹町水道工事組合



平成25年7月大雨

天童市、上山市、村山市へ応急給水応援

<応援隊派遣組合>

山形市管工事協同組合 新庄管工事協同組合



平成28年 熊本地震

熊本市への応急復旧応援

<応援隊派遣組合>

山形市管工事協同組合



水道法改正に伴う新たな取り組み・連携

①水道法改正（平成30年）

＜指定給水装置工事事業者制度の改善＞

工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、**指定給水装置工事事業者の指定の更新制（5年）が導入された。**

＜更新時に確認することが望ましい事項＞

- ・ **指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績**
- ・ 指定給水装置工事事業者の業務内容
- ・ **給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況**
- ・ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- ・ ホームページ等への内容の公表の可否

②日本水道協会山形県支部による 県内統一した指定店講習会の開催

水道事業体は指定店に対して「適切な施工を実施できるよう講習や研修等を定期的の実施するよう努められたい」
(平成20年 水道課長通知)



日水協山形県支部でアンケートを実施
・ 県内の水道事業体の考え

③アンケート結果（全33事業体）

【主な意見】

- ・ 小規模事業体であるため講習会開催に人員をさくことができない。
- ・ 合同で広域的な開催があるのであれば参加させていただきたい。
- ・ 県内で統一した講習会を開催することが、水道事業体及び工事事業者にとって、一番いい方法なのではないか。

○県支部主催の講習会の開催について **賛成33** 反対0

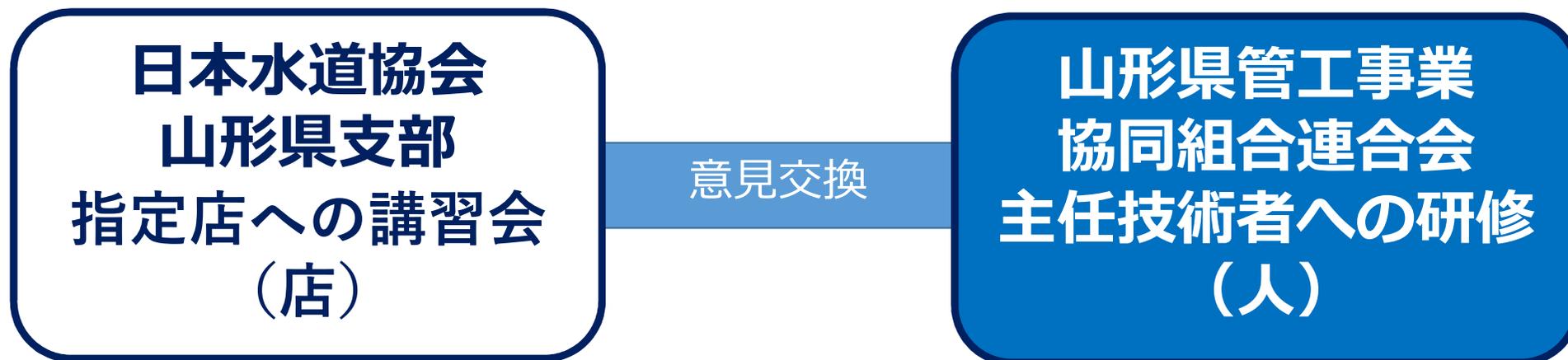
④山形県管工事業協同組合連合会による 給水装置工事主任技術者研修の現地研修会の開催

給水工事技術振興財団主催：給水装置工事主任技術者研修



山形県管工事業協同組合連合会が現地研修会を開催

⑤意見交換会の実施



- 開催時期、開催場所、講義内容などの基本的な実施概要
- 受講実績の有効期間
- 対象者への周知方法

令和2年～

日水協山形県支部が県内統一した講習会を開催

- ・ 年1回山形市で開催（令和2年、令和3年とも参集開催）
- ・ 受講実績は県内水道事業者において5年間使用可能。

○山形県管工事業協同組合連合会との連携

- ・ 水道法改正に伴う指定給水装置工事事業者登録制度改正の周知
- ・ 指定店への講習会の開催通知等で、主任技術者への研修会開催についてもあわせて周知（ポスター、チラシ等）

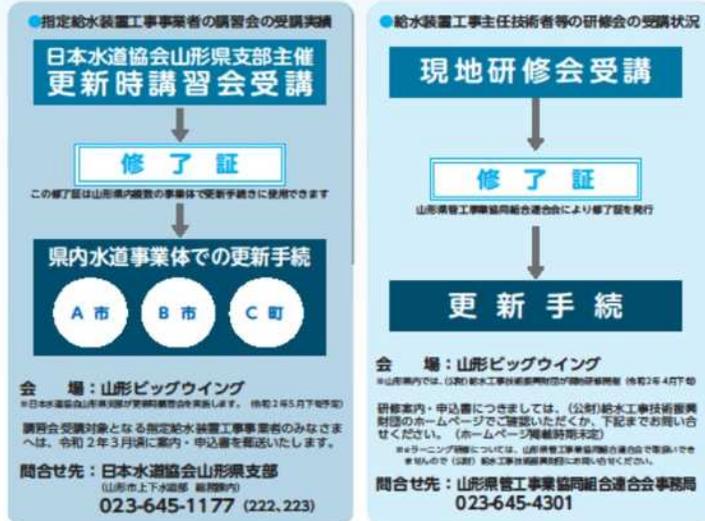
指定給水装置 工事事業者のみなさまへ

<制度改正のお知らせチラシ>

令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度の指定の有効期間が
従来の無期限から**5年ごとの更新**となりました。

※指定を受けた日より、更新年度が異なります。
更新手続きにつきましては、工事事業者のみなさまへ、各水道事業者より通知があります。

◎指定更新の際、次の事項の確認を行います。



(表)

令和元年10月1日より、指定給水装置工事事業者は、
5年ごとの更新が必要になりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行され、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となりました。旧制度で指定を受けている工事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参考)

指定を受けた日	初回更新までの有効期限
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日(4年)
H25.4.1～H26.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)
H26.10.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)

※指定を受けた日をお忘れの方は、各水道事業者へお問合せください。
また、更新については、対象となる「事業者のみなさまへ各水道事業者より後口」通知があります。

◆指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います

1. 給水装置主任技術者の選任
2. 給水装置工を行うための機械器具の名称、性能及び数
3. 水道法第25条の3で規定された資格要件に該当しない

◆指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の計画に関する承認(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を営んでいることを確認

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事業者の業務内容(自家用、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる状態を有する者の従事状況

(裏)

＜県支部主催の指定店講習会開催による効果＞

- ・ 県内の指定店の技術的知識の水準確保⇒サービス向上
- ・ 水道事業体の講習会開催の事務軽減
- ・ **複数の水道事業体に登録している指定店の受講回数の軽減
（1回の受講実績で県内どの水道事業体でも5年間有効）**

＜参考：山形市の指定給水装置工事事業者の更新状況＞

水道事業体名	令和2年度			令和3年度		
	更新対象	更新済	失効	更新対象	更新済	失効
山形市	90	83	7	79	65	14

課題と今後の展開（取組み）

～これからも質の高いサービスを提供し続けるために～

課題①受講実績の取り扱いについて

指定店への講習会と主任技術者への研修会の受講実績

⇒指定給水装置工事事業者の指定の更新の際に確認する。

受講済

未受講

指定の更新

(水道事業体)
受講を促す

給水装置工事主任技術者

給水装置工事主任技術者**免状**…有効期限なし

給水装置工事主任**技術者証** …有効期限 5 年

※免状があれば工事は可

受講実績の公表は水道事業者の判断で行う。



山形県内でも公表する事業者と公表しない事業者がある。

～山形市上下水道部では～

＜現在のホームページ＞

＜追加＞

上下水道の工事・修繕に関することは、下
※水道のみの指定工事業者で、かつ、休止中・指定

山形市西部にある工事業者

指定番号	工事業者名	事業所、営業所の住所	電話
369	殊農建	山形市あかねヶ丘1-16-1	673-0564
346	402 コウフ住設管工務	山形市あかねヶ丘3-5-10	643-8244
	353 山舞工業	山形市やよい2-12-33	643-1732
282	326 山形酸素株	山形市久保田1-7-1	645-6633
272	315 殊市村工務店	山形市久保田3-11-12	644-6878
33	42 東洋設備工業株	山形市砂塚6-1	643-1650
28	45 大栄設備工業株	山形市城西町1-1-9	644-3135
274	335 泰昌建設株	山形市城西町1-6-22	645-1154
188	225 栗田設備	山形市城西町3-4-16	643-5869
49	54 殊山形設備	山形市城西町4-12-22	645-4331
84	103 殊コンノ商会	山形市城西町4-19-25	615-8145
301	356 南ステップ工業	山形市城南町1-11-12	643-0807
45	7 矢口建設株	山形市城南町2-6-1	644-4781
275	368 山形建設株	山形市清住町1-2-18	644-5208
	407 南保対工業	山形市清住町2-1-45	616-3367
68	107 殊EXCEED	山形市清住町3-10-6	676-5777
174	214 阿崎設備	山形市西原1-2-6	643-7733
51	55 殊山形銅鉄設備工業	山形市西田1-3-24	643-4242
266	340 南くろが燃料	山形市双葉町1-10-6	644-6798
260	299 丸繁設備	山形市大字下反田143-6	600-6814
64	92 新共設備工業株	山形市大字下反田1546-7	645-6850
295	105 南山形ホーム機器サービス	山形市大字下反田93	643-7680
324	386 伊藤設備	山形市大字沼木121-78	644-9502
194	235 殊山源建設	山形市大字沼木796	643-9003
16	70 近藤工業株	山形市大字上橋沢205-7	644-9896



・ 営業日、営業時間

・ 対応可能な
修理や取替

・ 受講実績の有無

課題② 上下水道部の自助の限界

～山形市上下水道部の事例～

人材育成・技術継承基本方針（令和元年9月策定）

人材育成 . . . 職員の資質の向上を図る

技術継承 . . . 知識や技術を次世代へ継承する

○具体的な技術継承の取組み

① O J T ② 外部研修の活用

③ 水道技術研修施設の活用

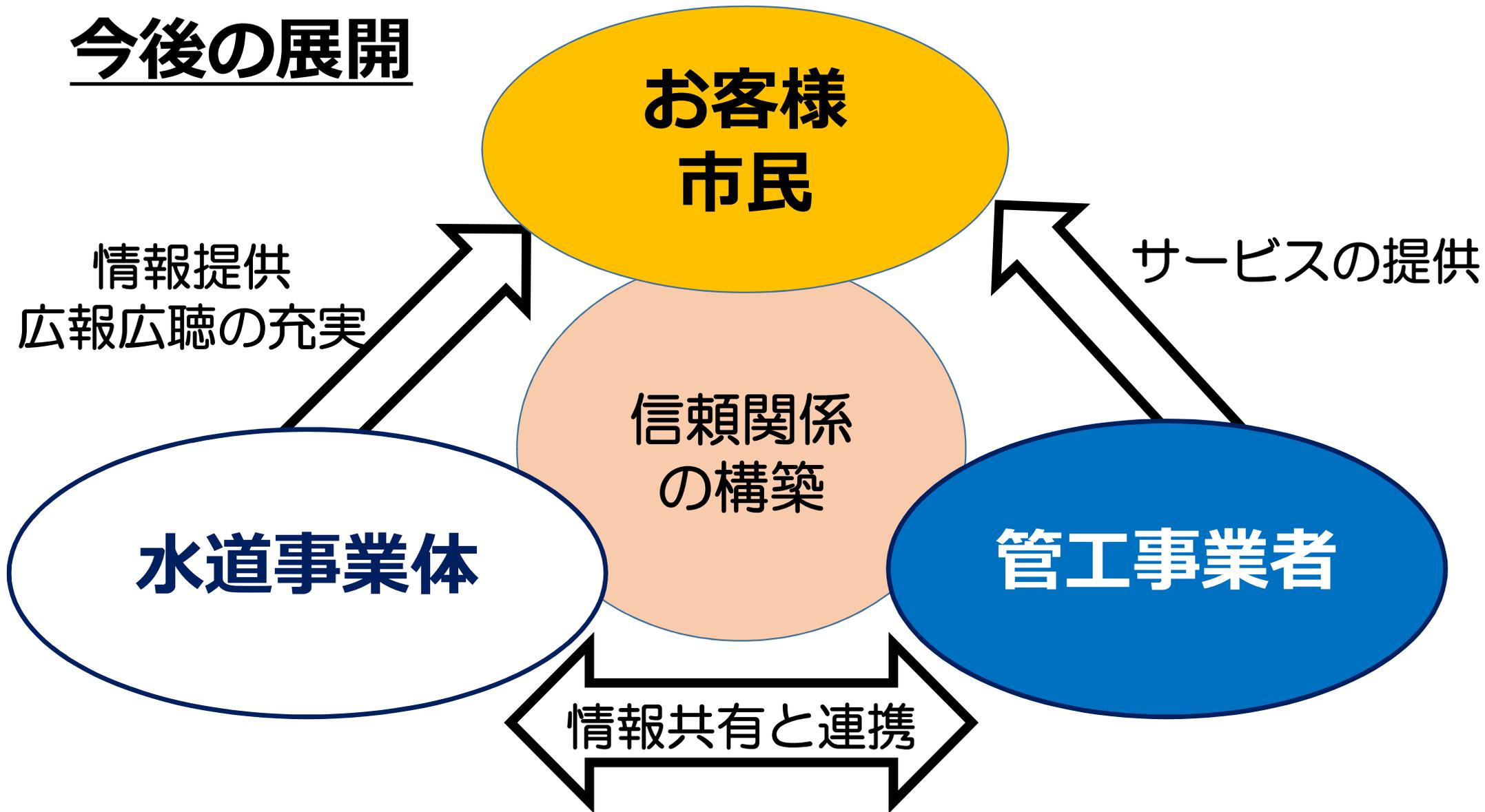
④ 山形市上下水道管路情報システム

（マッピングシステム）の活用

山形市上下水道部水道技術研修施設 平成25年竣工



今後の展開



ご清聴ありがとうございました。
